

現行計画の成果目標を基本とし、改正後の国基本方針にて新たに追加された項目等を勘案しながら、成果目標を整理

●現行計画

1. 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数の増加
- ・施設入所者数の削減

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催
- ・保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加
- ・保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施

3. 地域生活支援の充実

- ・障害のある人が安心して暮らせる地域の体制づくり
(面的整備型)
- ・草津市障害児(者)自立支援協議会専門部会
(強度行動障害者の支援に関すること)
- ・孤立化防止の推進(市独自事業)

4. 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数増加
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数の増加
- ・就労定着支援事業の利用者数の増加
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の増加

●改正後国基本指針

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数:令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数:令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率:退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下【新規】
- ・心のサポーター数:令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】

⑤地域生活支援の充実

- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・コーディネーターの配置・支援実績の運用状況の検証・検討
- ・強度行動障害を有する者のニーズ把握、支援体制の整備

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数:令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数:令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者82,000人以上【新規】

●改正後計画

1. 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数の増加
- ・施設入所者数の削減

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催
- ・保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加
- ・保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施

3. 地域生活支援の充実

- ・障害のある人が安心して暮らせる地域の体制づくり
(面的整備型)
- ・草津市障害児(者)自立支援協議会専門部会
(強度行動障害者の支援に関すること)
- ・孤立化防止の推進(市独自事業)

4. 福祉施設から一般就労への移行等

- ・福祉施設利用者の一般就労への移行
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数の増加
- ・就労定着支援事業の利用者数の増加
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の増加
- ・就労選択支援事業所の設置

※見直しの考え方

→県事業につき設定せず

→県事業につき設定せず

→県事業につき設定せず

→国指針を踏まえ追加

5. 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置
- ・障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保：各市町村又は圏域に1か所以上

6. 相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターの設置
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

設定なし

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・障害福祉サービス等に係る研修の活用
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ・指導監査結果の関係市町村との共有

8. 日常生活を支えるサービスの確保等

- ・障害のある人が安心して生活できるよう、障害者理解と虐待防止の推進
- ・精神障害者の自立に向けた取り組みの推進
- ・地域ニーズに即した地域生活支援拠点の整備・充実
- ・医療的ケアの必要な子どもへの支援
- ・防災等における支援体制の構築

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保:各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置:各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保:各市町村又は圏域
- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置:各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保:各市町村又は圏域【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

市独自の成果目標

5. 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置
- 障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・児童発達支援センター等における4つの中核的な支援機能を確保するとともに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
- ・障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

6. 相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターの設置
- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・のぞまないセルフプランの件数ゼロ

設定なし

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・障害福祉サービス等に係る研修の活用
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ・指導監査結果の関係市町村との共有

8. 日常生活を支えるサービスの確保等

- ・障害のある人が安心して生活できるよう、障害者理解と虐待防止の推進
- ・精神障害者の自立に向けた取り組みの推進
- ・地域ニーズに即した地域生活支援拠点の整備・充実
- ・医療的ケアの必要な子どもへの支援
- ・防災等における支援体制の構築

→国指針を踏まえ削除
→国指針を踏まえ削除

→国指針を踏まえ追加

→国指針を踏まえ追加

→国指針を踏まえ追加

→国指針を踏まえ追加

→県事業につき設定せず

→軽微な変更